

令和5年度仙台市廃棄物収集運搬事業者燃料価格高騰対策支援金のご案内

燃料価格高騰の影響を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者を支援することを目的とした補助事業です。

1. 交付の条件（下記①②の全てを満たす必要があります）

①支援対象事業者

- ・市内から排出された一般廃棄物について収集運搬業の許可を受けており、申請日以降も事業を継続する予定であること
- ・仙台市内に事業所を有していること
- ・中小企業または中小企業団体であること

②対象車両

- ・令和5年12月1日の時点で保有または借用していること
- ・令和5年12月1日の時点で仙台市の一般廃棄物収集運搬業許可の業務に使用する車両として届出されていること

※次の車両は対象とはなりません

- ・令和5年4月1日から12月1日までの間に、市内から排出される一般廃棄物の収集運搬実績がない車両
- ・車検証の有効期間の満了する日が令和5年11月30日以前の車両
- ・本市の委託業務のみの一般廃棄物収集運搬に使用する車両
- ・今年度、燃料価格高騰対策を目的とする、他の補助金等の支援を受けた車両

○事業用登録自動車について

事業用登録自動車（緑ナンバー）の車両についても、本支援金の対象となります。ただし、宮城県の運送事業者向け補助金等、今年度中に他の補助金または支援金の支給を受けた車両は対象外となります。支援対象車両となるか不明な場合はご相談ください。

2. 支援金額

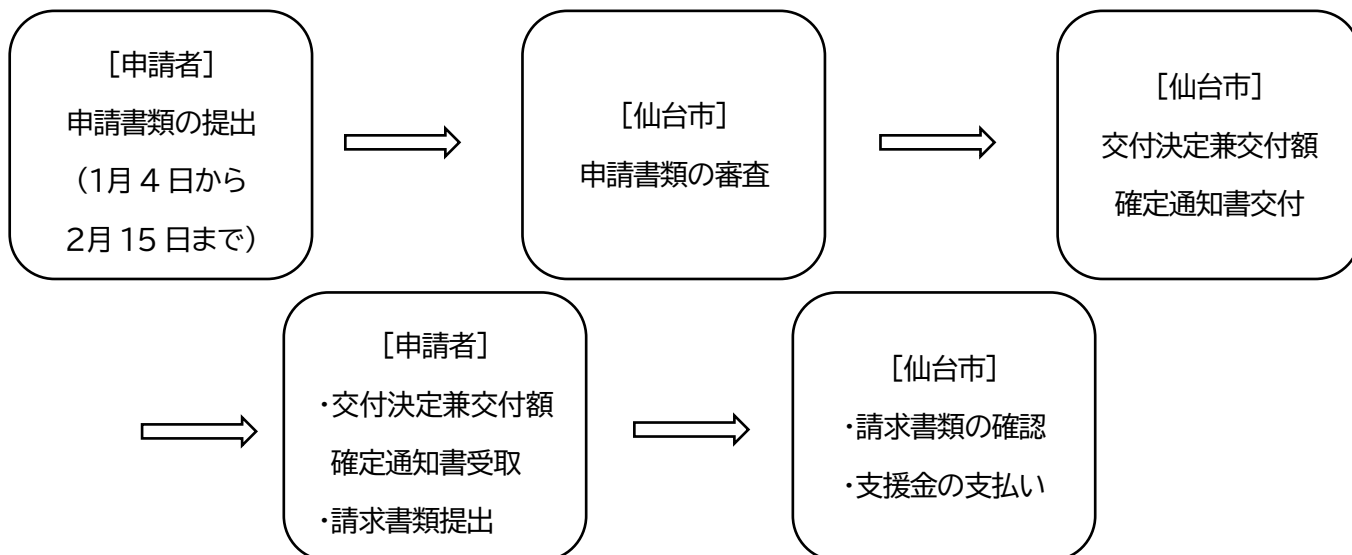
一台あたり 60,000 円

3. 申請受付期間

令和6年1月4日から令和6年2月15日（必着）まで

（裏面に続く）

4. 支援金支払いまでの流れ



5. 申請方法

下記の申請書類を事業ごみ減量課指導係まで持参または郵送にて提出してください（FAX、Eメールは不可）。審査後、交付が決定した場合は交付決定兼交付額確定通知書を交付します。

- ①申請書（様式第1号） ②収集車両一覧表 ③交付対象車両の自動車検査証の写し

6. 請求方法

交付決定兼交付額確定通知書の受け取り後、下記の請求書類を速やかに提出してください。期限は通知書の受け取り後30日または令和6年3月29日のどちらか早い日です。請求書類受付後、支援金を口座振込でお支払いします。

- ①請求書（様式第4号） ②支援金の振込先口座情報が確認できる銀行等の通帳の写し等

7. 様式類のダウンロードについて

下記の様式類は仙台市ホームページよりダウンロードできます。

- ・申請書（様式第1号） ・請求書（様式第4号） ・収集車両一覧表（参考様式）

◎ページ右上のサイト内検索に「一般廃棄物 支援金」と入力してください。

8. 注意事項

- ・前年度と書類の様式が異なります。申請には必ず今年度の様式を使用してください。
- ・申請書の審査および請求受付後の支払いには時間を要しますので、早めの提出をお願いします。
- ・申請に関してご不明な点があれば、下記担当までお問い合わせください。

担当:仙台市環境局事業ごみ減量課 指導係 電話 022-214-8679
〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル2階